

狂犬病の予防注射を受けましょう

住民生活課環境係（5番窓口） ☎64-1102

犬の飼い主には、飼っている犬の登録と年に一回の予防注射が狂犬病予防法で義務付けられています。

登録及び予防注射の対象となるのは生後三ヶ月以上の犬になります。まだお済みでない方は、お早めに近くの動物病院もしくは役場窓口へご相談にきてください。

飼い犬の登録の目的は、犬の所有者を明確にするためです。狂犬病が発生した場合に迅速かつ的確に対応することが可能になります。



予防注射をするのは狂犬病の発症を防ぐためです。狂犬病が発症すると治療する方法はありません。ですから、予防注射をすることで発症を予防できます。また、飼い犬だけでなく周囲への感染も防げます。

不幸な猫をなくそう

湯浅町では年に数件、箱に入った状態で明らかに人の手で捨てられた猫が見つかることがあります。そういった、不幸な命を生まないためにも不妊去勢を推奨しています。不妊去勢には病気の予防の効果などもあり、大切な猫がストレスを感じることなく長生きすることにつながります。

動物を飼うことはその動物の一生に責任を持つということです。飼えなくなったからといって飼っていた動物を捨て、危険にさらしたり死に至らしめることは犯罪です。



遺棄、虐待をした場合は
100万円以下の罰金
殺傷した場合は
**2年以下の懲役又は
200万円以下の罰金**
となります

湯浅町の地域猫対策

皆さんは「地域猫対策」をご存知でしょうか？地域猫対策とは猫を排除するのではなく「命あるもの」と捉えて、むやみに増えないように不妊去勢手術を施し上手く管理しながら、その数と環境上の被害を減らしていく対策です。

湯浅町では地域猫対策を始めてから、野良猫が車にひかれる等により路上で死んでいる件数が年々減少しています。今年度は約50匹減少しており、地域猫対策の効果が出ていると考えられます。

町民の皆さまのご協力により不幸な猫は間違いなく減ってきています。これからも、継続して取り組んでいき不幸な猫を湯浅町からなくしていきましょう。



地域猫クイズ

Q. 地域猫として不妊去勢手術を受けた猫は、他の猫との違いを一目でわかるようにしています。その違いとは何でしょうか？

A. 耳の先を桜の花びらの形にカットしています。オスは右耳、メスは左耳をカットしています。



湯浅町農業委員会の委員及び湯浅町農地利用最適化推進委員の募集について

農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことにより農業委員会委員の選出方法が選挙制から町議会の同意を要件とする町長の任命制に改められました。

また、農業委員会の組織体制や役割などが見直され、農地等の利用の最適化を推進するための農地利用最適化推進委員が農業委員会に新設されることとなりました。これにより農業委員・農地利用最適化推進委員についてはそれぞれが農業者、農業者が組織する団体その他関係者に推薦を求めるとともに、一般的な募集によりこれらの候補者を求め決定しなければならないことになりました。

つきましては、これらの委員候補者を次のとおり募集します。

区域名	区域の詳細	定員(人)
山田地区	大字山田地区	1
青木地区	大字青木地区	1
別所地区	大字別所地区	1
湯浅地区	大字湯浅地区	1
栖原地区	大字栖原地区	1
田地区	大字田地区	1
吉川地区	大字吉川地区	1

(1) 定員 6人
(左表の地区ごとに1人)
2. 農地利用最適化推進委員候補者

1. 農業委員候補者
(1) 定員 9人
(2) 任期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで（3年間）
(3) 身分及び報酬額 地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤職員で、「湯浅町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」の規定に基づき報酬を支払います。

1. 応募資格
農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関する職務を適切に行うことができる者で、農業委員選任予定日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。
①湯浅町に住所を有する者を基本に、町外に住所を有する者も妨げない。
②湯浅町の職員でない者

(2) 任期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで（3年間）
(3) 身分及び報酬額 地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤職員で、「湯浅町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」の規定に基づき報酬を支払います。

4. 提出先および問い合わせ先
〒643-0002
和歌山県有田郡湯浅町大字青木668番地1
湯浅町役場2階産業建設課内
湯浅町農業委員会事務局
☎64-1124
FAX 63-4150
（役場開庁日の8時30分から17時15分まで提出をお願いします）

2. 応募方法
所定の推薦申込書又は応募申込書に所要事項を記入し、期間内に湯浅町農業委員会事務局へ提出してください。
※推薦申込書または応募申込書は、農業委員会窓口または湯浅町のホームページからダウンロードできます。
3. 応募期間
令和2年3月9日（月）～
令和2年4月7日（火）